

○臨床工学技士法第十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目

(昭和六十三年三月二十九日)

(厚生省告示第九十七号)

改正 平成一二年一二月二八日厚生省告示第四四七号

臨床工学技士法(昭和六十二年法律第六十号)第十四条第二号の規定に基づき、厚生大臣の指定する科目を次のとおり定める。

臨床工学技士法第十四条第二号の規定に基づき厚生労働大臣の指定する科目

(平一二厚告四四七・題名追加)

- 一 人文科学のうち二科目
- 二 社会科学のうち二科目
- 三 自然科学のうち二科目
- 四 外国語
- 五 保健体育
- 六 公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち八科目

改正文(平成一二年一二月二八日厚生省告示第四四七号) 抄
平成十三年一月六日から適用する。